

## 第2部：現行リスクアセスメント手法の問題点解消のための考え方

### 2. どうすればリスク評価のバラツキを少なくできるのか

#### (5) 判定基準の精度（精密性）

- ・表2 - 1 に示した危害のひどさの判断基準のように具体的な基準を作っても例外的なことは必ず発生しますし、どちらに区分するかで判断に迷うケースも必ずでてきます。
- ・このようなことにも対処できるようにするためには、初めから精密な基準をつくるのではなく、「基本的にはこのような考えで判断する」という基本原則を明確にした基準にして「例外についてはその都度審議して判断する。そして、同様の例外が多くなれば基本原則に追加する。」というようにしておくことがよいと考えます。
- ・「例外を誰が審議して決定するか」ということですが、誤った決定についてはPL（製造物責任）法あるいは刑事責任といった責任問題がついてまわります。そのため、問題が生じた時に責任をとれる立場にある人又は部署が審議して決定するようにルール化しておく必要があります。

注 1)設計者に責任を負わせるように社内基準を作ったとしても、実質的（法的、社会的）に責任を追求されるのは設計者ではなくより上位の管理責任者です。

注 2)最終管理責任者は社長ですが、技術基準をつくる能力を有するスタッフ部門あるいはセーフティアセッサーなどの資格を持った人に社長権限を委託するのが通常です。（管理のことは分かるが技術的なことはさっぱり分からないという人が安全部門を担当している企業がいまだにあります、これは論外です。）